

苫小牧市告示第22号

公募型プロポーザルの実施について

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和 8 年 1 月 21 日

苫小牧市長 金澤俊

苫小牧市企業インターンシップ受入支援事業企画運営業務に関する公募型プロポーザル実施要領

| | | | |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 業務名 | 苫小牧市企業インターンシップ受入支援事業企画運営業務 | |
| 2 | 業務の目的 | 生産年齢人口の減少により、本市の企業においても人材不足が深刻化・慢性化しており、将来にわたる安定的な人材の確保は、重要な課題である。 また、近年の採用マーケットは、採用直結型インターンシップの解禁により、スケジュールの早期化がより一層進むなど、企業を取り巻く環境は大きく変化している。 新卒採用においてインターンシップが標準的な採用施策となりつつある背景を踏まえ、企業の理解促進を図るとともに、受入体制整備を支援し、市内でのインターンシップ受入拡大及び人材確保を図る機会を創出することを目的とする。 | |
| 3 | 業務の概要 | 業務場所 | 苫小牧市内及び企業説明会等実施会場 |
| | | 履行期間 | 契約締結日～令和9年3月31日 |
| | | 業務の内容 | 本業務の仕様書のとおり |
| | | 担当部署 | 産業経済部 企業政策室 工業・雇用振興課 |
| | | 提案限度額 | 11,319,000 円（税込み） |
| 4 | 公募型プロポーザルの実施理由 | 実施理由 | 本事業は、深刻な人材不足である市内企業に対し、採用戦略へのコンサルティング支援を行うとともに、インターンシップの受入れを促進し、市内企業の人材確保を図る機会を創出することを目的としている。 事業実施にあたり、近年の採用手法の傾向等を把握し、また、道内外の大学等の繋がりを有する事業者に、企画や発想、実績等に基づいて業務の実施方法等を提案させ、事業者選定や仕様等を決定する方が優れた成果が期待できることから、公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。 |
| 5 | 実施の公表 | 公表方法 | 苫小牧市ホームページで公表 |
| | | 公表日 | 令和8年1月21日 |
| 6 | 実施説明会 | 開催の有無 | 開催しない |
| | | 日時 | 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 |
| | | 場所 | |
| 7 | 実施要領の質疑等 | 方法 | 質問票(別紙1)を添付し、電子メールにて送信すること。 《E-MAIL: kogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp》 ※電話・口頭などでの個別の対応はしません。 |
| | | 受付期間 | 令和8年1月21日～令和8年1月28日 |
| | | 回答期間 | 受付日～令和8年1月29日 |
| | | 回答方法 | 苫小牧市ホームページに掲載する。 |

| | | | |
|----|----------|-----------------|--|
| 8 | 参加資格要件 | 右の要件を全て満たしていること | ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 |
| | | | ② 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。また、本市の市税に滞納がないこと。 |
| | | | 参加意向書提出日から契約締結の時までのいずれの日において ③ も、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により指名停止されていないこと。 |
| | | | ④ 複数の企業で構成する共同体で参加する場合は、全ての構成員が上記①～③要件を満たす者であること。 |
| | | | 応募者(複数の企業で構成する共同体の場合は、構成員のうち⑤ ずれか1者)について、北海道内に本社、支店又は営業所若しくは事業所を有する法人事業者であること。 |
| 9 | 参加意向表明 | 参加意向書提出期間 | 令和8年1月21日～令和8年1月30日 |
| | | 提出方法 | 持参又は郵送(入札参加資格登録事業者はメール提出も可) |
| | | 提出場所 | 苫小牧市役所 産業経済部 企業政策室 工業・雇用振興課 |
| | | 参加資格通知 | 令和8年2月4日 参加意向書を提出した全事業者に通知 |
| 10 | 実施の取り止め | 取り止めの有無 | 提案者が1者又はいない場合プロポーザルを取り止めができる。 |
| | | 通知方法 | 提案者に書面にて通知し、苫小牧市公式ホームページにて掲載する。 |
| 11 | 提案書作成要領 | 作成方法・添付書類 | 別紙「提案書作成要領」による。 |
| | | 提出先 | 苫小牧市役所 産業経済部 企業政策室 工業・雇用振興課 |
| | | 提出方法 | 別紙「提案書作成要領」のとおり。 |
| | | 提出期間 | 令和8年2月5日～令和8年2月13日 <受付時間:市役所開庁日の午前8時45分から午後5時15まで> |
| | | 提出部数 | 別紙「提案書作成要領」のとおり。 |
| | | 提案書の取扱い | 提出された書類については、変更を認めない。また、理由のいかんに関わらず返却はしない。ただし、苫小牧市が必要と認める場合① は、追加資料の提出を求めるこ、また、記載内容に関する聞き取り調査を行うことができる。 |
| | | | 提出書類に記載された事項は、企画提案書とあわせて契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると苫小牧市が判断した場合は、苫小牧市と受託者との双方協議を行い解決する。 |
| | | | 提出された提案書は、苫小牧市情報公開条例に基づく開示請求があつた場合には、対象文書として原則開示する。 なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正③ 当な利益を害すると認められる情報は、同条例第7条第1項第2号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙「意向申出書(参考様式)」に記載し、提案書とともに提出すること。 |
| 12 | 応募の辞退 | 辞退書提出期限 | 令和8年2月13日 |
| 13 | ヒアリング | 実施日 | 令和8年3月13日 |
| | | 実施場所 | 苫小牧市役所 7階会議室 |
| | | 実施方法 | 別紙「ヒアリング実施要領」による |
| 14 | 受託候補者の特定 | 選定委員会の設置 | 苫小牧市企業インターンシップ受入支援業務選定委員会が受託候補者を特定する。 |
| | | 審査内容 | 別紙「審査要領」のとおり |
| | | 評価項目点数配分 | 別紙「評価基準」のとおり |
| | | 最低基準点の設定 | 総得点の6割を最低基準点とする。 |
| | | 失格事由 | 苫小牧市業務委託プロポーザル実施要領第15条に規定する提案資格をみたさないこととなったとき |
| | | 同点の場合の決定方法 | 採点結果において、「企画提案内容に関する項目」の評価点の合計が一番高い者を受託候補者とする。 |

| | | | |
|----|------------|------------|--|
| | | 結果の通知 | 令和8年3月16日 結果通知書の送付をもって通知する。 |
| 15 | 結果の通知・公表 | 公表内容 | 受託候補者名、全提案事業者の名称(五十音順)、全提案事業者の評価点(得点順)、選定委員、その他必要な事項。 なお、応募が2者の場合は受託候補者以外の名称は匿名とする。 |
| | | 公表方法 | 苫小牧市公式ホームページにて掲載する。 |
| 16 | | 要求方法 | 書面にて理由を求めることができる(様式任意) |
| | 非特定理由の説明要求 | 要求期間 | 令和8年3月16日～令和8年3月23日 |
| 17 | | 取扱い | 契約金額の100分の10。但し免除規定あり。 |
| 18 | 事業スケジュール | 実施の公表 | ①令和8年1月21日 |
| | | 説明会開催 | ②開催しない |
| | | 質問の受付期間 | ③令和8年1月21日～令和8年1月28日 |
| | | 質問に対する回答 | ④受付日～令和8年1月29日 |
| | | 参加意向書提出期間 | ⑤令和8年1月21日～令和8年1月30日 |
| | | 提案資格確認の通知 | ⑥令和8年2月4日 |
| | | 提案書提出期間 | ⑦令和8年2月5日～令和8年2月13日 |
| | | 辞退届提出期限 | ⑧令和8年2月13日 |
| | | 選定委員会(2回目) | ⑨令和8年2月17日 |
| | | ヒアリング | ⑩令和8年3月13日 |
| | | 選定委員会(3回目) | ⑪令和8年3月13日 |
| | | 結果の通知・公表 | ⑫令和8年3月16日 |
| | | 非特定者説明要求 | ⑬令和8年3月16日～令和8年3月23日 |
| | | 契約の締結 | ⑭令和8年4月1日 |
| 19 | その他 | ① | 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用については、全て提案者の負担とする。 |
| | | ② | 受託候補者特定後、受託候補者と協議のうえ、業務委託契約の仕様書の確定を行う。 なお、当該協議の結果、必要があれば仕様書の訂正、追加、削除等を行うことができる。 |
| | | ③ | 採用した提案書等の著作権は苫小牧市に帰属する。 |
| | | ④ | 本プロポーザルに関し、提案者は、この実施要領に定めるもののほか、「苫小牧市業務委託プロポーザル実施要領」その他法令等に定める規定を遵守しなければならない。 |
| | | ⑤ | 本プロポーザルは、令和8年度当初予算の成立を前提に行う準備行為であり、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は行わないことがある。予算の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。 |
| 20 | 担当部署 | | 苫小牧市産業経済部企業政策室工業・雇用振興課(南庁舎7階) 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 TEL:0144-32-6436 FAX:0144-34-7110 E-mail:kogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp |